

建設工事に係る変動型最低制限価格制度の改正について

【現行】平成30年7月1日から適用

○設計価格（税抜） 1,000万円以上の全ての建設工事に適用

【変動係数】0.891～0.900（0.001刻みに10係数）

【最低制限価格算定方法】

設計価格（税抜）×変動係数＝最低制限価格（税抜）〈※1,000円未満切り捨て〉



【改正】令和8年7月1日施行

令和8年7月1日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

○設計価格（税抜） 1,000万円以上の全ての建設工事に適用

【最低制限価格算定方法】

①中央公契連R4基準（国基準）により算定

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費×97%・ 共通仮設費×90%・ 現場管理費×90%・ 一般管理費×68% | } | <p>税抜設計価格の各費目の合計金額（1,000円未満切り捨て）を最低制限基本価格（税抜）とする。ただし、その額が設定範囲（※）の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を最低制限基本価格（税抜）とする。</p> <p>算定した最低制限基本価格（税抜）は事前公表とする。</p> |
|---|---|---|

（※）【設定範囲】

下限額：設計価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）

上限額：設計価格（税抜）に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）

②上記①で算定した最低制限基本価格（税抜）に、電子入札システムの電子くじにより決定する下記のいずれかの変動係数を乗じた額（1,000円未満切り捨て）に、消費税及び地方消費税を加算した額を最低制限価格とする。

変動係数（0.991、0.992、0.993、0.994、0.995、0.996、0.997、0.998、0.999、1.000）

**（例）最低制限基本価格（税抜）が12,560,000円で変動係数が0.993の場合、
12,560,000円×0.993＝12,472,080円となり、
1,000円未満を切り捨てた12,472,000円を最低制限価格（税抜）とし、
地方税及び地方消費税を加算した13,719,200円を最低制限価格（税込）とします。**